

2012 年版 加藤光大の社労士合格レッスン

【法改正・正誤のお知らせ】

(3401)

平成 24 年 6 月 8 日
 (株)住宅新報社
 資格図書編集部
 TEL 03-6403-7806

【法改正】 第 44 回社会保険労務士試験の実施公告が発表され、今年度の試験は、平成 24 年 4 月 13 日(金)現在施行の法令に基づいて出題されます。本書籍は、平成 23 年 9 月 1 日現在施行の法令に基づいて記述されていますので、この間の法令改正により、以下の箇所の記述をご訂正くださいますようお願い申し上げます。

なお、このお知らせにおいては、本書の書体の使い分けにかかわらず、修正前の文章・単語等を明朝体、修正後の文章・単語等をゴシック体(太字)で表記しております。

ページ・位置	改正前	改正後
P59 上 20 行目～	② 乳児院、児童養護施設、 <u>知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設</u> に勤務する	② 乳児院、児童養護施設、 障害児入所施設 に勤務する
P143 上 19 行目	<u>参考</u> 特別特定機械等には「 <u>特定廃熱ボイラー</u> 」があります(ボイラー則 <u>4 条の 2</u>)	<u>参考</u> 特別特定機械等は、 ボイラー及び第一種圧力容器とされています (ボイラー則 2 条の 2)
P146 上 21 行目の下	下記文章を加える (4) 機械に関する危険性等の通知 (則 24 条の 13) 労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある機械を譲渡し、又は貸与する者(機械譲渡者等)は、文書の交付等により当該機械に関する所定の事項を、当該機械の譲渡又は貸与を受ける相手方の事業者へ通知するよう努めなければなりません。	
P149 上 5 行目の下	下記文章を加える ポイント 表示義務がある物質以外の物質のうち危険有害化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者についても、表示事項を表示するよう努めなければなりません。	
P149 下 10 行目の上	下記文章を加える ポイント 通知対象物以外の危険有害化学物質等(特定危険有害化学物質等)を譲渡し、又は提供する者についても、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により通知事項を通知するよう努めなければなりません。	
P187 上 1～2 行目	<u>【心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針】(平 21.4.6 基発 0406001 号)</u>	【心理的負荷による精神障害の認定基準】(平 23.12.26 基発 1226 第 1 号)

P187 上 3 行目	次の要件のいずれをも満たす精神障害は、	次の要件のいずれをも満たす対象疾病は、		
P187 上 5～9 行目	<ul style="list-style-type: none"> ●対象疾病に該当する精神障害を発病～ ●対象疾病の発病前おおむね 6 カ月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による～ ●業務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精神障害を発病したとは～ 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象疾病を発病～ ●対象疾病の発病前おおむね 6 カ月の間に、業務による～ ●業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは～ 		
P187 上 9 行目の下	<p>下記文章を加える</p> <p>また、要件を満たす対象疾病に併発した疾病については、対象疾病に付随する疾病として認められるか否かを個別に判断し、これが認められる場合には当該対象疾病と一体のものとして、労働基準法施行規則別表 1 の 2 第 9 号に該当する業務上の疾病として取り扱います。</p>			
P215 上 2 行目～の 表中の数字	104,530 円 (2 カ所) 56,720 円 (3 カ所)	104,290 円 (2 カ所) 56,600 円 (3 カ所)		
P215 上 2 行目～の 表の下	※ 随時介護を要する状態にある者に対する介護補償給付の額は、 <u>104,530 円</u> が <u>52,270 円</u> 、 <u>56,720 円</u> が <u>28,360 円</u> となります。	※ 随時介護を要する状態にある者に対する介護補償給付の額は、 104,290 円 が 52,150 円 、 56,600 円 が 28,300 円 となります。		
P237 上 4 行目の下	<p>下記文章を加える</p> <p>参考 障害（補償）年金の受給権者は、報告書に指定日前 1 月以内に作成された住民票の写し又は戸籍の抄本を添えなければなりません。住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報が得られた場合には、その添付を省略することができます。</p>			
P301 下 10 行目	平成 <u>24</u> 年 3 月 31 日までの	平成 26 年 3 月 31 日までの		
P306 下 6 行目	平成 <u>24</u> 年 3 月 31 日以前	平成 26 年 3 月 31 日以前		
P311 上 5 行目	① 受講手当(則 57 条、 <u>附則 2 条</u>)	① 受講手当(則 57 条)		
P311 上 8 行目	～について支給されます。	～について、 40 日分を限度として 支給されます。		
P311 上 11 行目～の表	<p>下記の表の記述を削除する</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に公共職業訓練等を受けた場合</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">日額 700 円</td> </tr> </table>		平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に公共職業訓練等を受けた場合	日額 700 円
平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に公共職業訓練等を受けた場合	日額 700 円			

P311 下 18 行目	② 通所手当 (則 59 条)	② 通所手当 (則 59 条、 附則 2 条)
P311 下 7 行目の上	<p>下記文章を加える</p> <p>ポイント 遠方の訓練施設で実施される短期間の公共職業訓練等を受講するため、訓練等施設に近接する宿泊施設に一時的に宿泊し、宿泊施設から訓練等施設へ通所する受給資格者に対しては、当分の間、次の費用が通所手当として支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受給資格者の住所又は居所から宿泊施設への移動に要する費用 (公共職業訓練等を受ける期間を通じて一往復分を限度とします) ● 宿泊施設から訓練等施設への通所に要する費用 	
P328 上 15 行目	平成 24 年 3 月 31 日までの間に	平成 26 年 3 月 31 日までの間に
P331 上 7～8 行目	平成 24 年 3 月 31 日までの間に	平成 26 年 3 月 31 日までの間に
P332 上 5～6 行目	② 当該就職について、～が就職先の事業主から支給されないとき、	② 当該就職又は公共職業訓練等の受講について、～が就職先の事業主、訓練等施設の長その他の者 (「就職先の事業主等」といいます) から支給されないとき、
P381 上 1 行目～	参考 労務費率は事業の種類に応じて <u>19%</u> (水力発電施設、ずい道等新設事業等) ～ <u>40%</u> (機械装置の…) の範囲で定められています (則別表 2)。	参考 労務費率は事業の種類に応じて 18% (水力発電施設、ずい道等新設事業等) ～ 38% (機械装置の…) の範囲で定められています (則別表 2)。
P381 下 11 行目～	最高 1000 分の <u>103</u> (水力発電施設、ずい道等新設事業) から最低 1000 分の <u>3</u> (その他の各種事業など) までの間で定められています。	最高 1000 分の 89 (水力発電施設、ずい道等新設事業) から最低 1000 分の 2.5 (金融業、保険業又は不動産業 など) までの間で定められています。
P381 下 8 行目から	<p>下記文章を削除</p> <p>ポイント 労災保険率が 1000 分の 100 を超えるのは「水力発電設備、ずい道等新設事業」のみです。 出題…6 択</p>	

表中で該当する「事業の種類」の「労災保険率」を右欄の率に変更

事業の種類	労災保険率（変更前）	労災保険率（変更後）
海面漁業（定置網～除きます）	1000 分の 32	1000 分の 20
定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000 分の 41	1000 分の 40
金属鉱業、非金属鉱業～	1000 分の 87	1000 分の 88
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000 分の 30	1000 分の 19
原油又は天然ガス鉱業	1000 分の 6.5	1000 分の 5.5
採石業	1000 分の 70	1000 分の 58
その他の鉱業	1000 分の 24	1000 分の 25
水力発電施設、ずい道等新設事業	1000 分の 103	1000 分の 89
道路新設事業	1000 分の 15	1000 分の 16
舗装工事業	1000 分の 11	1000 分の 10
鉄道又は軌道新設事業	1000 分の 18	1000 分の 17
既設建築物設備工事業	1000 分の 14	1000 分の 15
機械装置の組立て又は据付けの～	1000 分の 9	1000 分の 7.5
食料品製造業(たばこ～除きます)	1000 分の 6.5	1000 分の 6
たばこ等製造業	1000 分の 5.5	1000 分の 6
繊維工業又は繊維製品製造業	1000 分の 4.5	1000 分の 4
木材又は木製品製造業	1000 分の 15	1000 分の 13
パルプ又は紙製造業	1000 分の 7	1000 分の 7.5
印刷又は製本業	1000 分の 4.5	1000 分の 3.5
コンクリート製造業	1000 分の 14	1000 分の 13
陶磁器製品製造業	1000 分の 18	1000 分の 19
金属精錬業(非鉄～除きます)	1000 分の 7	1000 分の 6.5
非鉄金属精錬業	1000 分の 8.5	1000 分の 7
金属材料品製造業(鋳物～除きます)	1000 分の 7.5	1000 分の 7
鋳物業	1000 分の 19	1000 分の 17
金属製品製造業又は金属加工業（～）	1000 分の 11	1000 分の 10
洋食器、刃物、手工具又は～	1000 分の 7.5	1000 分の 6.5
めっき業	1000 分の 6	1000 分の 7
機械器具製造業(電気～除きます)	1000 分の 6.5	1000 分の 5.5
電気機械器具製造業	1000 分の 3.5	1000 分の 3
輸送用機械器具製造業(船舶～除きます)	1000 分の 5	1000 分の 4.5
計量器、光学機械、時計等製造業(～)	1000 分の 3	1000 分の 2.5
その他の製造業	1000 分の 7.5	1000 分の 7
交通運輸事業	1000 分の 5	1000 分の 4.5
貨物取扱事業(港湾～除きます)	1000 分の 11	1000 分の 9
港湾貨物取扱事業(港湾～除きます)	1000 分の 12	1000 分の 11
港湾荷役業	1000 分の 17	1000 分の 16

P382～383

【労災保険率表】

P382～383 【労災保険率表】 (続き)	電気、ガス、水道又は～	1000 分の 3.5	1000 分の 3	
	ビルメンテナンス業	1000 分の 6	1000 分の 5.5	
	倉庫業、警備業、消毒又は～	1000 分の 7	1000 分の 6.5	
	通信業、放送業、新聞業又は～	1000 分の 3	1000 分の 2.5	
	卸売業・小売業、飲食店又は～	1000 分の 4	1000 分の 3.5	
	金融業、保険業又は不動産業	1000 分の 3	1000 分の 2.5	
P384 上 9 行目～	ただし、平成 23 年度においては、～それぞれ <u>1000 分の 15.5</u> 、 <u>1000 分の 17.5</u> 、 <u>1000 分の 18.5</u> とされています（平 23.2.10 厚労告 29 号）。	ただし、平成 24 年度においては、～それぞれ 1000 分の 13.5 、 1000 分の 15.5 、 1000 分の 16.5 とされています（平 24.1.25 厚労告 30 号）。		
P384 中ほどの表	「平成 23 年度」の欄の下に下記表を追加			
	平成 24 年度	1000 分の 13.5	1000 分の 15.5	1000 分の 16.5
P384 下 5 行目	(1000 分の 15.5)		(1000 分の 13.5)	
P389 上 15 行目～	最低が労働組合等の常勤の役員等の <u>1000 分の 4</u> の 18 種類	最低が 家内労働者に係る動力機械による作業の 1000 分の 3 の 18 種類		
P392 グレーの囲みの中 上 2 行目	継続事業の平成 23 年度の		継続事業の平成 24 年度の	
P392 グレーの囲みの中 の表	年度実績の欄を下記のように修正			
		賃金総額	高年齢者賃金総額	
	平成 23 年度実績額	4,000 万円	1,000 万円	
	平成 24 年度見込額	6,000 万円	1,500 万円	
P392 グレーの囲みの中 下 8 行目	雇用保険率： <u>1000 分の 15.5</u>		雇用保険率： 1000 分の 13.5	
P392 グレーの囲みの中 下 3～1 行目	=4,000 万円×1000 分の 3 + (4,000 万円－1,000 万円) × <u>1000 分の 15.5</u> =12 万円+ <u>46 万 5,000 円</u> = <u>58 万 5,000 円</u> 概算保険料額：「58 万 5,000 円」		=4,000 万円×1000 分の 3 + (4,000 万円－1,000 万円) × 1000 分の 13.5 =12 万円+ 40 万 5,000 円 = 52 万 5,000 円 概算保険料額：「52 万 5,000 円」	
P406 上 15 行目	(送付された納付書が金融機関に～		(送付された納付書又は 電磁的記録 が金融機関に～	
P406 下 5 行目の図中 7/13 の解説	納付書が金融機関に到着		納付書等 が金融機関に到着	
P406 下 4 行目	<u>有期事業に係る労働保険料</u> 、認定決定された労働保険料、印紙保険料、～		認定決定された労働保険料、印紙保険料、～	
P407 上 20 行目	確定保険料の額が <u>100 万円</u> 以上		確定保険料の額が 40 万円 以上	

<p>P409 下 16 行目～14 行目</p>	<p>参考を下記文章に差し替え</p> <p>注意「100 分の 40 の範囲内において厚生労働省令で定める率だけ」とありますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一括有期事業のうち立木の伐採の事業については 100 分の 35 の範囲内において引上げ又は引下げが行われます（則別表 3）。 ● 一括有期事業であって連続する 3 保険年度中のいずれかの保険年度の確定保険料の額が 40 万円以上 100 万円未満であるものについては、100 分の 30 の範囲内において引上げ又は引下げが行われます（則別表 3 の 2）。 																														
<p>P411 上 7 行目</p>	<p>●確定保険料の額が <u>100 万円</u>以上で～</p>	<p>●確定保険料の額が 40 万円以上で～</p>																													
<p>P424 上の表</p>	<p>下記内容に修正</p> <table border="1" data-bbox="405 680 1477 1102"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種等</th> <th rowspan="2">雇用保険率 (平成 24 年度)</th> <th rowspan="2">被保険者 負担</th> <th colspan="2">事業主負担</th> </tr> <tr> <th>二事業率以外</th> <th>二事業率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の事業</td> <td>1000 分の 13.5</td> <td>1000 分の 5</td> <td>1000 分の 5</td> <td>1000 分の 3.5</td> </tr> <tr> <td>農林水産の事業 清酒製造の事業</td> <td>1000 分の 15.5</td> <td>1000 分の 6</td> <td>1000 分の 6</td> <td>1000 分の 3.5</td> </tr> <tr> <td>建設の事業</td> <td>1000 分の 16.5</td> <td>1000 分の 6</td> <td>1000 分の 6</td> <td>1000 分の 4.5</td> </tr> <tr> <td>印紙保険料</td> <td>定額</td> <td>2 分の 1</td> <td colspan="2">2 分の 1</td> </tr> </tbody> </table>				業種等	雇用保険率 (平成 24 年度)	被保険者 負担	事業主負担		二事業率以外	二事業率	一般の事業	1000 分の 13.5	1000 分の 5	1000 分の 5	1000 分の 3.5	農林水産の事業 清酒製造の事業	1000 分の 15.5	1000 分の 6	1000 分の 6	1000 分の 3.5	建設の事業	1000 分の 16.5	1000 分の 6	1000 分の 6	1000 分の 4.5	印紙保険料	定額	2 分の 1	2 分の 1	
業種等	雇用保険率 (平成 24 年度)	被保険者 負担	事業主負担																												
			二事業率以外	二事業率																											
一般の事業	1000 分の 13.5	1000 分の 5	1000 分の 5	1000 分の 3.5																											
農林水産の事業 清酒製造の事業	1000 分の 15.5	1000 分の 6	1000 分の 6	1000 分の 3.5																											
建設の事業	1000 分の 16.5	1000 分の 6	1000 分の 6	1000 分の 4.5																											
印紙保険料	定額	2 分の 1	2 分の 1																												
<p>P 466 上 8 行目～の表の下</p>	<p>平成 21 年度の表の下に、下記最新情報を追加</p> <p>【労働者派遣事業の平成 22 年度事業報告の集計結果】</p> <table border="1" data-bbox="405 1205 1477 1438"> <tbody> <tr> <td colspan="2">派遣労働者数</td> <td>約 271 万人（対前年度比 10.1%減）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">常用換算派遣労働者数</td> <td>約 148 万人（対前年度比 6.0%減）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般労働者派遣事業</td> <td>常時雇用労働者</td> <td>649,786 人（対前年度比 1.5%減）</td> </tr> <tr> <td>登録者</td> <td>1,771,550 人（対前年度比 14.0%減）</td> </tr> <tr> <td>特定労働者派遣事業</td> <td>常時雇用労働者</td> <td>293,111 人（対前年度比 1.9%減）</td> </tr> </tbody> </table>				派遣労働者数		約 271 万人（対前年度比 10.1%減）	常用換算派遣労働者数		約 148 万人（対前年度比 6.0%減）	一般労働者派遣事業	常時雇用労働者	649,786 人（対前年度比 1.5%減）	登録者	1,771,550 人（対前年度比 14.0%減）	特定労働者派遣事業	常時雇用労働者	293,111 人（対前年度比 1.9%減）													
派遣労働者数		約 271 万人（対前年度比 10.1%減）																													
常用換算派遣労働者数		約 148 万人（対前年度比 6.0%減）																													
一般労働者派遣事業	常時雇用労働者	649,786 人（対前年度比 1.5%減）																													
	登録者	1,771,550 人（対前年度比 14.0%減）																													
特定労働者派遣事業	常時雇用労働者	293,111 人（対前年度比 1.9%減）																													
<p>P480 上 12 行目～の表の最下段</p>	<p>下記項目を加える</p> <table border="1" data-bbox="405 1518 1477 1572"> <tbody> <tr> <td>平成 23 年</td> <td>1.65%</td> <td>45.3%</td> </tr> </tbody> </table>				平成 23 年	1.65%	45.3%																								
平成 23 年	1.65%	45.3%																													
<p>P 547 上 11 行目の下</p>	<p>下記最新情報を追加</p> <p>労働力調査（平成 23 年平均結果）</p> <p>労働力人口は、平成 23 年平均で 6,261 万人となり、前年に比べ 36 万人の減少となりました。男女別にみると、男性は 3,629 万人と 25 万人の減少、女性は 2,632 万人と 11 万人の減少となりました。</p> <p>※ 上記の数字は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果であり、対前年増減についても、当該 3 県を除く全国の結果の比較となっています（以下「労働力調査（平成 23 年平均結果）」において同じです）。</p>																														

<p>P 547 下 1 行目の下</p>	<p>下記最新情報を追加 労働力調査（平成 23 年平均結果） 労働力人口比率は、平成 23 年平均で 59.3%となり、前年に比べ 0.4 ポイントの低下となりました。男女別にみると、男性は 71.2%と 0.4 ポイントの低下、女性は 48.2%と 0.3 ポイントの低下となりました。 また、15～64 歳の労働力人口比率をみると、平成 23 年平均は 73.8%となり、前年に比べ 0.2 ポイントの低下となりました。男女別にみると、男性は 84.5%と 0.3 ポイントの低下、女性は 63.0%と同率となりました。</p>					
<p>P 548 上 17 行目の下</p>	<p>下記最新情報を追加 労働力調査（平成 23 年平均結果） 完全失業者は、平成 23 年平均で 284 万人となり、前年に比べ 33 万人の減少となりました。 男女別にみると、男性は 175 万人と 22 万人の減少、女性は 109 万人と 11 万人の減少となりました。</p>					
<p>P 548 下 7 行目～の表の上</p>	<p>下記最新情報を追加（労働力調査（平成 23 年平均結果）） 完全失業率は、平成 23 年平均で 4.5%となり、前年に比べ 0.5 ポイントの低下となりました。 男女別にみると、男性は 4.8%と 0.6 ポイントの低下、女性は 4.1%と 0.4 ポイントの低下となりました。 なお、完全失業率の男女差は 0.7 ポイントとなりました。</p>					
<p>P 548 下 7 行目～の表の最下段</p>	<p>下記項目を加える</p> <table border="1" data-bbox="408 1173 1477 1218"> <tr> <td>平成 23 年</td> <td>6,261</td> <td>59.3</td> <td>284</td> <td>4.5</td> </tr> </table>	平成 23 年	6,261	59.3	284	4.5
平成 23 年	6,261	59.3	284	4.5		
<p>P 549 上 10 行目の下</p>	<p>下記最新情報を追加（毎月勤労統計調査（平成 23 年分）） 平成 23 年の 1 人平均月間現金給与総額は、規模 5 人以上で前年比 0.2%減の 316,792 円となりました。現金給与総額のうち、きまって支給する給与は、0.3%減の 262,373 円となりました。所定内給与は、0.4%減の 244,001 円となりました。所定外給与は 0.9%増の 18,372 円となり、特別に支払われた給与は前年比 0.7%増の 54,419 円となりました。実質賃金は、0.6%減となりました。</p>					
<p>P 549 上 18 行目の下</p>	<p>下記最新情報を追加（毎月勤労統計調査（平成 23 年分）） 平成 23 年の 1 人平均月間総実労働時間は、規模 5 人以上で前年比 0.4%減の 145.6 時間となりました。総実労働時間のうち、所定内労働時間は、0.4%減の 135.6 時間となりました。所定外労働時間は、前年と同水準の 10.0 時間となりました。 月間の時間数を 12 倍して年換算すると、総実労働時間は 1,747 時間、所定内労働時間は 1,627 時間となりました。 総実労働時間を就業形態別にみると、一般労働者は前年比 0.1%減の 167.2 時間となり、パートタイム労働者は 0.5%減の 90.8 時間となりました。</p>					

P549 上 19 行目～の表 の最下段	下記項目を加える				
	平成 23 年	145.6 時間	1,747 時間	135.6 時間	1,627 時間
P549 下 6 行目の上	<p>下記最新情報を追加</p> <p>就労条件総合調査（平成 23 年）</p> <p>平成 22 年（又は平成 21 会計年度）1 年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数は除きます）は、労働者 1 人平均 17.9 日、そのうち労働者が取得した日数は 8.6 日で、取得率は 48.1%となっています。</p>				
P549 下 1 行目の下	<p>下記最新情報を追加</p> <p>就労条件総合調査（平成 23 年）</p> <p>変形労働時間制を採用している企業は 53.9%となっており、これを種類別（複数回答）にみると「1 年単位の変形労働時間制」が 36.9%、「1 カ月単位の変形労働時間制」が 14.1%、「フレックスタイム制」が 5.9%となっています。</p> <p>企業規模別にみると、「1 カ月単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」は、規模が大きくなるほど採用している企業数割合が高くなっています。</p>				
P550 上 5 行目の下	<p>下記最新情報を追加</p> <p>就労条件総合調査（平成 23 年）</p> <p>一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度及び再雇用制度のどちらか又は両方の制度がある企業は 93.2%となっています。これを制度別にみると、「勤務延長制度のみ」の企業は 9.3%、「再雇用制度のみ」は 73.2%、「両制度併用」は 10.7%となっています。</p>				
P550 上 15 行目～の表 の最下段	下記項目を加える				
	平成 23 年		1.05		0.65
P550 下 1 行目の下	<p>下記文章を加える</p> <p>※ 平成 23 年労働組合基礎調査において、推定組織率の数値は公表されませんでした。</p>				
P614 下 13 行目	平成 23 年度については特例措置により		平成 24 年度については特例措置により		
P621 上 5 行目～の表の 下	※ 平成 23 年度については特例措置により		※ 平成 24 年度については特例措置により		
P633 上 1 行目	(令 43 条、平 19.3.7 保保発 0307003 号)		(令 43 条、平 23.10.21 保発 1021 第 1 号)		
P633 上 3 行目～	同一の月に一の保険医療機関等から入院療養を受けた場合に、その一部負担金等の額～		同一の月に一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けた場合に、個人単位で、その一部負担金等の額～		
P633 上 5 行目	〔保険医療機関等の窓口における～〕		〔保険医療機関等又は指定訪問看護事業者の窓口における～〕		

P633 上 12 行目の下	<p>下記文章を加える</p> <p>ポイント 現物給付の方法により支給を受けようとする場合、保険者から「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、それを保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提示しませす（70 歳以上の被保険者のうち、低所得者の区分に該当する者以外の者は、これらの交付・提示の必要はありません〔高齢受給者証により所得区分を確認するため〕）。改 24</p>						
P634 下 3 行目	※2 <u>平成 23 年度</u> については、	※2 平成 24 年度 については、					
P635 上 7 行目～の表の下	※3 <u>平成 23 年度</u> については、	※3 平成 24 年度 については、					
P637 表の下	※ <u>平成 23 年度</u> については	※ 平成 24 年度 については					
P649 上 8 行目～の表の右横	※ <u>平成 23 年度</u> については、	※ 平成 24 年度 については、					
P725 上 4 行目～6 行目	<p><u>平成 23 年度</u>においては、名目手取り賃金変動率が <u>0.978</u>、物価変動率が <u>0.993</u> であったため、改定率は、物価変動率を基準として改定されました。<u>平成 23 年度</u>の改定率は、<u>0.985</u> とされています（$\div 0.992$（前年度の改定率）$\times 0.993$）。</p>	<p>平成 24 年度においては、名目手取り賃金変動率が 0.984、物価変動率が 0.997 であったため、改定率は、物価変動率を基準として改定されました。平成 24 年度の改定率は、0.982 とされています（$\div 0.985$（前年度の改定率）$\times 0.997$）。</p>					
P725 下 7 行目～5 行目	<p><u>平成 23 年度</u>の改定率は、～。したがって、新規裁定者の改定率と同じく、<u>0.985</u> とされています。</p>	<p>平成 24 年度の改定率は、～。したがって、新規裁定者の改定率と同じく、0.982 とされています。</p>					
P726 下 7 行目～5 行目	<p><u>平成 23 年度</u>の年金額は、～額となります。</p> <p>物価スライド特例措置により算定した額（<u>平成 23 年度</u>価額） <math>= 804,200 \text{ 円} \times \text{物価スライド率（<u>平成 23 年度</u>は、<u>0.981</u>）} \div 788,900 \text{ 円}</math></p>	<p>平成 24 年度の年金額は、～額となります。</p> <p>物価スライド特例措置により算定した額（平成 24 年度価額） <math>= 804,200 \text{ 円} \times \text{物価スライド率（平成 24 年度は、0.978）} \div 786,500 \text{ 円}</math></p>					
P727 上 11 行目	なお、 <u>平成 23 年度</u> 現在は、	なお、 平成 24 年度 現在は、					
P727 上 14 行目～の表の最右欄の右側	<p>下記項目を加える</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">23 年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">-0.3%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">24 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">-0.3%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">786,500 円</td> </tr> </table>		23 年	-0.3%	24 年度	-0.3%	786,500 円
23 年							
-0.3%							
24 年度							
-0.3%							
786,500 円							

P727 下 5 行目～	平成 23 年度は、平成 22 年の物価変動率が <u>-0.7%</u> となり、物価スライド特例水準（直近の年金額改定の基となった平成 17 年の物価水準）を下回ったため、物価スライド率及び年金額は、平成 23 年度より <u>0.4%</u> の引き下げとなっています。	平成 24 年度は、平成 23 年の物価変動率が <u>-0.3%</u> となり、物価スライド特例水準（直近の年金額改定の基となった平成 22 年の物価水準）を下回ったため、物価スライド率及び年金額は、平成 24 年度は <u>0.3%</u> の引き下げとなっています。													
P727 下 3 行目～1 行目	平成 18 年以降の物価の変動は、～を下回った割合となります。	左記文章を削除													
P729 下 9 行目～8 行目	「 <u>227,000 円</u> （=231,400 円× <u>0.981</u> ）」	「 <u>226,300 円</u> （=231,400 円× <u>0.978</u> ）」													
P743 下 4 行目～の表	下記の表に修正する <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">原則 (平成 24 年度)</td> <td>1 級</td> <td>780,900 円×改定率×125/100(=958,500 円)</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>780,900 円×改定率(=766,800 円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">物価スライド 特例措置</td> <td>1 級</td> <td>786,500 円×125/100(=983,100 円)</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>786,500 円</td> </tr> </table>		原則 (平成 24 年度)	1 級	780,900 円×改定率×125/100(= 958,500 円)	2 級	780,900 円×改定率(= 766,800 円)	物価スライド 特例措置	1 級	786,500 円 ×125/100(= 983,100 円)	2 級	786,500 円			
原則 (平成 24 年度)	1 級	780,900 円×改定率×125/100(= 958,500 円)													
	2 級	780,900 円×改定率(= 766,800 円)													
物価スライド 特例措置	1 級	786,500 円 ×125/100(= 983,100 円)													
	2 級	786,500 円													
P744 上 12 行目～の表	下記の表に修正する <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象 (1 人につき)</th> <th>法定額</th> <th>平成 24 年度 価額</th> <th>物価スライド 特例措置による額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 子・第 2 子</td> <td>224,700 円×改定率</td> <td>220,700 円</td> <td>226,300 円</td> </tr> <tr> <td>第 3 子</td> <td>74,900 円×改定率</td> <td>73,600 円</td> <td>75,400 円</td> </tr> </tbody> </table>			対象 (1 人につき)	法定額	平成 24 年度 価額	物価スライド 特例措置による額	第 1 子・第 2 子	224,700 円×改定率	220,700 円	226,300 円	第 3 子	74,900 円×改定率	73,600 円	75,400 円
対象 (1 人につき)	法定額	平成 24 年度 価額	物価スライド 特例措置による額												
第 1 子・第 2 子	224,700 円×改定率	220,700 円	226,300 円												
第 3 子	74,900 円×改定率	73,600 円	75,400 円												
P744 下 12 行目	その年額は <u>1,182,800 円</u> （平成 23 年度価額）である。	その年額は 1,179,200 円 （平成 24 年度価額）である。													
P744 下 10 行目～6 行目 「解説します」の 数式	下記の修正する 780,900 円× 0.982 （平成 24 年度の改定率） = 766,800 円 （障害等級 2 級の額） 766,800 円 ×1.25= 958,500 円 （障害等級 1 級の額） 224,700 円× 0.982 = 220,700 円 （子の加算の額） 【合計】 958,500 円 + 220,700 円 = 1,179,200 円														
P751 下 9 行目～8 行目	（平成 23 年度価額：788,900 円）	（平成 24 年度価額：786,500 円）													
P763 下 10 行目～の表 「平成 23 年度価額」の欄	下記表に差し替える <table border="1"> <tr> <th>平成 24 年度価額</th> </tr> <tr> <td>44,940 円</td> </tr> <tr> <td>89,880 円</td> </tr> <tr> <td>134,820 円</td> </tr> <tr> <td>179,760 円</td> </tr> <tr> <td>224,700 円</td> </tr> <tr> <td>269,640 円</td> </tr> </table>		平成 24 年度価額	44,940 円	89,880 円	134,820 円	179,760 円	224,700 円	269,640 円						
平成 24 年度価額															
44,940 円															
89,880 円															
134,820 円															
179,760 円															
224,700 円															
269,640 円															

P763 下 10 行目～の表 右側の吹き出し 1 行目～4 行目	平成 23 年度の保険料は 1 月 <u>15,020 円</u> で、 <u>45,060 円</u> は、その 3 倍に当たります。	平成 24 年度の保険料は 1 月 14,980 円 で、 44,940 円 は、その 3 倍に当たります。														
P767 下 9 行目～	平成 21 年度及び平成 22 年度の国庫負担の割合は「2 分の 1」とされましたが、この～(1/3+32/1000)のほか、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入金〔いわゆる「震が関の埋蔵金」〕を活用して、	平成 21 年度から平成 23 年度までの国庫負担の割合は「2 分の 1」とされましたが、この～(1/3+32/1000)のほか、 平成 21 年度及び平成 22 年度 は財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入金〔いわゆる「震が関の埋蔵金」〕を、 平成 23 年度 は震災復興財源確保法の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、														
P767 下 2 行目～	前年度が平成 23 年度以後の～を国庫の負担とするよう、 <u>臨時法制上</u> 及び財政上の	前年度が平成 24 年度以後の～を国庫の負担とするよう、 必要な法制上 及び財政上の														
P769 下 9 行目～8 行目	平成 23 年度の各月における保険料額は <u>15,020 円</u> とされています。	平成 24 年度の各月における保険料額は 14,980 円 とされています。														
P770 上 3 行目 「平成 24 年度」の欄	下記に差し替える <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>15,540 円</td> <td>0.964</td> <td>14,980 円</td> </tr> </table>			平成 24 年度	15,540 円	0.964	14,980 円									
平成 24 年度	15,540 円	0.964	14,980 円													
P770 下 2 行目	⇒平成 23 年度の保険料改定率は、 <u>0.984</u> とされています。	⇒平成 24 年度の保険料改定率は、 0.964 とされています。														
P835 下 7 行目	平成 23 年度については、	平成 24 年度については、														
P837 下 6 行目	●平成 23 年度の従前額改定率は、 <u>0.986</u> とされています	●平成 24 年度の従前額改定率は、 0.983 とされています														
P838 上 10 行目・11 行目	●①の計算式に「 <u>0.981</u> 」を乗じたもの ●②の「iii)+iv)」に「 <u>1.031×0.981</u> 」を	●①の計算式に「 0.978 」を乗じたもの ●②の「iii)+iv)」に「 1.031×0.978 」を														
P838 上 14～15 行目	「 <u>0.981</u> 」は平成 12 年以降の物価スライド率です。	「 0.978 」は平成 12 年以降の物価スライド率です。														
P840 上 6 行目～の表	下記表に修正 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>対象 (1 人につき)</td> <td>法定額</td> <td>平成 24 年度 価額</td> <td>物価スライド 特例措置による額</td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td rowspan="2">224,700 円×改定率</td> <td rowspan="2">220,700 円</td> <td rowspan="2">226,300 円</td> </tr> <tr> <td>第 1 子・第 2 子</td> </tr> <tr> <td>第 3 子以降</td> <td>74,900 円×改定率</td> <td>73,600 円</td> <td>75,400 円</td> </tr> </table>			対象 (1 人につき)	法定額	平成 24 年度 価額	物価スライド 特例措置による額	配偶者	224,700 円×改定率	220,700 円	226,300 円	第 1 子・第 2 子	第 3 子以降	74,900 円×改定率	73,600 円	75,400 円
対象 (1 人につき)	法定額	平成 24 年度 価額	物価スライド 特例措置による額													
配偶者	224,700 円×改定率	220,700 円	226,300 円													
第 1 子・第 2 子																
第 3 子以降	74,900 円×改定率	73,600 円	75,400 円													

P840 上 18 行目～の表	右側 2 列の項目を下記に差し替え	
	平成 24 年度 価額	物価スライド 特例措置による価額
	32,600 円	34,100 円×0.978= 33,300 円
	65,100 円	68,300 円×0.978= 66,800 円
	97,700 円	102,500 円×0.978= 100,200 円
	130,200 円	136,600 円×0.978= 133,600 円
	162,800 円	170,700 円×0.978= 166,900 円
P843 上 20 行目	① =1,676 円×政令で定める率×被保険者期間の月数× <u>0.981</u>	① 1,676 円×政令で定める率×被保険者期間の月数× 0.978
P843 上 21 行目	② =788,900 円×(~)	③ = 786,500 円 ×(~)
P854 下 4 行目	改定率 <u>0.985</u> (平成 23 年度)	改定率 0.982 (平成 24 年度)
P855 上 14 行目	× <u>0.981</u>	× 0.978
P870 下 12 行目～の表	物価スライド特例措置 <u>227,000 円</u>	物価スライド特例措置 226,300 円
P875 下 1 行目	= <u>1,153,800 円</u> (平成 23 年度価額)	= 1,150,200 円 (平成 24 年度価額)
P881 下 2 行目～1 行目 右側灰色の囲み	平成 23 年度法定額 <u>769,200 円</u> ×3/4= <u>576,900 円</u>	平成 24 年度法定額 766,800 円 ×3/4= 575,100 円
P882 上 12 行目	<u>591,700 円</u> (～による平成 23 年度価額)	589,900 円 (～による平成 24 年度価額)

<p>P924 下 1 行目の下</p>	<p>下記文章を加える 【 特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例 】 (1) 責任準備金相当額の減額の申出 (法附則 33 条) 特定基金は、厚生労働大臣に対して、責任準備金相当額の減額を申し出ることができます。 ※ 特定基金：基金の解散事由のうち①又は②により解散をしようとする基金（平成 23 年 8 月 10 日前に設立されたもの（同日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立されたものを含みます）に限ります）であって、当該解散をしようとする日において年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回っていると見込まれるものをいいます。 (2) 責任準備金相当額の納付の猶予 (法附則 34 条) 特定基金は、責任準備金相当額の納付に関する計画（納付計画）を作成して厚生労働大臣に提出し、当該計画が適当である旨の承認を受けることができます。この承認を受けたときは、納付の猶予（原則として 5 年以内の期間において不足額を分割納付する特例）を受けることができます。 ⇒ 基金が解散する場合には、企業年金連合会が責任準備金相当額を徴収することとされており、これに不足額が生じたときは、掛金として事業主から一括徴収されます。責任準備金相当額の不足により解散をしたくともできない基金に対応するために設けられた規定です。 ポイント 責任準備金相当額の減額の申出及び納付計画の承認申請は、いずれも平成 23 年 8 月 10 日から起算して 5 年を経過する日までの間に限り行うことができます。</p>											
<p>P925 上 17 行目の下</p>	<p>下記文章を加える 参 考 基金の一部の設立事業所が確定拠出年金へ移行する場合において、移換に係る部分に積立不足があるときは、当該基金は、移換に係る部分の積立不足に限定して、移換に係る設立事業所の事業主から掛金を一括徴収します。</p>											
<p>P925 下 5 行目～3 行目</p>	<p>「政令で定める要件」は、<u>連続する 3 事業年度中の各事業年度の末日における～10 分の 9 を乗じて得た額を下回っていること</u>です（基金令 55 条の 5 第 2 項）。</p>	<p>「政令で定める要件」は、① <u>直近 3 年間に終了した各事業年度の末日における～10 分の 9 を乗じて得た額を下回っていること</u>、② <u>直近に終了した事業年度の末日における年金給付等積立金の額が、責任準備金相当額に 10 分の 8 を乗じて得た額を下回っていること</u>、のいずれかに該当することとされています（基金令 55 条の 5 第 2 項）。</p>										
<p>P933 上 1 行目～の表の下</p>	<p>下記項目を加える</p> <table border="1" data-bbox="403 1756 1481 1805"> <tr> <td>22 年度</td> <td>6, 826</td> <td>1, 938</td> <td>3, 441</td> <td>442</td> <td>1, 005</td> </tr> </table>						22 年度	6, 826	1, 938	3, 441	442	1, 005
22 年度	6, 826	1, 938	3, 441	442	1, 005							
<p>P933 上 8 行目～の表の下</p>	<p>下記項目を加える</p> <table border="1" data-bbox="403 1912 1481 2002"> <tr> <td>22 年度</td> <td>6, 188 (4, 527)</td> <td>2, 834</td> <td>2, 943</td> <td>410</td> <td>0.5</td> </tr> </table>						22 年度	6, 188 (4, 527)	2, 834	2, 943	410	0.5
22 年度	6, 188 (4, 527)	2, 834	2, 943	410	0.5							

P933 下 6 行目～の表	「年金のみ」の欄 「アイルランド」の後に、「 ブラジル 」を加える	
	「年金+医療保険」の欄 「チェコ」の後に、「 スイス 」を加える。	
P944 下 16 行目	平成 23 年度は特例措置により～	平成 24 年度 は特例措置により～
P947 上 7 行目 (図を数えず)	次の額の合算額の <u>100 分の 34</u> を負担します。	次の額の合算額の 100 分の 32 を負担します。
P947 下 3 行目～の表 下 2 行目	「算定対象額× <u>100 分の 7</u> 」相当額	「算定対象額× 100 分の 9 」相当額
P953 最上の表の下 1 行目	医療費適正化計画とも、これを定め、	全国医療費適正化計画 とも、これを定め、
P953 最上の表の下の <u>ポイント</u> の 2 行目の下	下記の文章を加える ポイント 都道府県医療費適正化計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとされています。 改 24	
P961 下 4 行目	(平成 22 年度、23 年度は <u>100 分の 10.26</u> です)	(平成 24 年度、25 年度は 100 分の 10.51 です)
P972 下 6 行目～	3 月間から <u>5 月間</u> (「要介護状態区分の～行った場合」にあつては、 <u>12 月間</u>) までの範囲内 (6 月間を除きます) で～定めることができます。 改 23	3 月間から 12 月間 までの範囲内 (6 月間を除きます) で～定めることができます。 改 24
P981 上 16 行目	費用の <u>100 分の 20</u> には保険料を充て、	費用の 100 分の 21 には保険料を充て、
P981 上 17 行目～の表 2 段目の項目	<u>100 分の 80</u> (特定地域支援事業支援額)	100 分の 79 (特定地域支援事業支援額)
P981 下 4 行目～3 行目	現在は <u>100 分の 30</u> です。つまり～費用の総額の <u>100 分の 80</u> となっています	現在は 100 分の 29 です。つまり～費用の総額の 100 分の 79 となっています
P994 上 3 行目～5 行目	児童手当法は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、 <u>家庭</u> における～、次代の社会をに <u>なう</u> 児童の <u>健全な育成及び資質の向上</u> に資することを目的とする。	児童手当法は、 父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する という 基本的認識の下 に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、 家庭等 における～、次代の社会を 担う 児童の 健やかな成長 に資することを目的とする。

P994 下 10 行目の上	<p>下記文章を加える</p> <p>参考 全国的な事業主の団体は、児童育成事業の内容に関し、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができます。</p>		
P994 下 6 行目	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">～の最初の 3 月 31 日までの間にある者</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">～の最初の 3 月 31 日までの間にある者であって、日本国内に住所を有する者又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないもの</td> </tr> </table>	～の最初の 3 月 31 日までの間にある者	～の最初の 3 月 31 日までの間にある者であって、日本国内に住所を有する者又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないもの
～の最初の 3 月 31 日までの間にある者	～の最初の 3 月 31 日までの間にある者であって、日本国内に住所を有する者又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないもの		
P995 上 1 行目～の表 「支給要件児童」 の欄	<p>下記文章に差し替え</p> <p>① 15 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある児童（施設入所等児童を除きます。「中学校修了前の児童」といいます）</p> <p>② 中学校修了前の児童を含む 2 人以上の児童（施設入所等児童を除きます）</p>		
P995 上 1 行目～の表 「小学校修了前特 例給付支給要件児 童」の欄	<p>削除</p>		
P995 上 1 行目～の表 の下	<p>下記文章を加える</p> <p>参考 「施設入所等児童」とは、次に掲げる児童をいいます。改 24</p> <p>① 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童（短期間の委託をされている場合を除きます）</p> <p>② 児童福祉法に規定する障害児入所施設又は乳児院等に入所している児童（児童自立支援施設等に通う者及び短期間の入所をしている者を除きます）</p> <p>③ 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設又はのぞみの園に入所している児童（短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限ります）</p> <p>④ 生活保護法に規定する救護施設もしくは更生施設に入所し、又は売春防止法に規定する婦人保護施設に入所している児童（短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限ります）</p>		
P995 上 1 行目の表の下 の図	<p>下記のように修正</p> <p>「支給要件児童」のイラストの年齢：13 歳 → 16 歳</p> <p>「支給要件児童とはなりません」のイラストの年齢 13 歳 → 16 歳</p>		
P995 2 児童手当 (1)全体像～ P996 下 1 行目まで	<p>下記文章に差し替え</p> <p>(1) 支給要件 (法 4 条) 改 24 出題…13 択</p> <p>児童手当は、次のいずれかに該当する者に支給します。</p> <hr/> <p>① 支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人といいます）であって、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする）を有するもの</p>		

② 父母指定者

※ 日本国内に住所を有しない父母等が生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者）のうち、当該父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除きます）をいいます。

③ 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの

④ 中学校修了前の施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所している障害児入所施設等の設置者

ポイント ①～③に該当する者を一般受給資格者、④に該当する者を施設等受給資格者といい、一般受給資格者と施設等受給資格者を総称して受給資格者といいます。

(2) 支給額（法6条） **改 24** 出題…17 択・21 選

児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次表に掲げる額です。

【 施設入所等児童以外の児童に係る支給額 】

① 3歳に満たない児童1人につき	月額 15,000円
② 3歳以上小学校修了前の児童（第1子・第2子1人につき）	月額 10,000円
③ 3歳以上小学校修了前の児童（第3子以降1人につき）	月額 15,000円
④ 小学校修了後中学校修了前の児童1人につき	月額 10,000円

参考 児童手当の支給要件に該当するもの（支給要件①に該当する場合に限り）が未成年後見人であり、かつ、法人である場合には、3歳以上小学校修了前の児童に係る額は、一律、1人につき月額10,000円となります。

【 施設入所等児童に係る支給額 】

① 3歳に満たない施設入所等児童1人につき	月額 15,000円
② 3歳以上の施設入所等児童であって15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者1人につき	月額 10,000円

	参考 「3歳に満たない児童」は、月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童をいいます。						
P997 上 5 行目～の表と 右側の解説	<p>下記表と解説に差し替え</p> <table border="1"> <tr> <td>16 歳</td> <td>第 1 子(支給なし)</td> </tr> <tr> <td>3 歳</td> <td>第 2 子(15,000 円)</td> </tr> <tr> <td>0 歳</td> <td>第 3 子(15,000 円)</td> </tr> </table> <p>⇒第 1 子は、15 歳年度末を経過しているので、支給額はありませぬ。第 2 子、第 3 子は、いずれも 3 歳に満たない児童なので、15,000 円ずつ支給されます。</p>	16 歳	第 1 子(支給なし)	3 歳	第 2 子(15,000 円)	0 歳	第 3 子(15,000 円)
16 歳	第 1 子(支給なし)						
3 歳	第 2 子(15,000 円)						
0 歳	第 3 子(15,000 円)						
P997 上 8 行目～の表と 右側の解説	<p>下記表と解説に差し替え</p> <table border="1"> <tr> <td>9 歳</td> <td>第 1 子(10,000 円)</td> </tr> <tr> <td>5 歳</td> <td>第 2 子(10,000 円)</td> </tr> <tr> <td>4 歳</td> <td>第 3 子(15,000 円)</td> </tr> </table> <p>⇒3 人とも、3 歳以上小学校修了前児童であり、第 1 子、第 2 子がそれぞれ 10,000 円、第 3 子は 15,000 円の支給です。</p>	9 歳	第 1 子(10,000 円)	5 歳	第 2 子(10,000 円)	4 歳	第 3 子(15,000 円)
9 歳	第 1 子(10,000 円)						
5 歳	第 2 子(10,000 円)						
4 歳	第 3 子(15,000 円)						
P997 上 11 行目～の表と 右側の解説	<p>下記表と解説に差し替え</p> <table border="1"> <tr> <td>19 歳</td> <td>児童ではありません</td> </tr> <tr> <td>17 歳</td> <td>第 1 子(支給なし)</td> </tr> <tr> <td>10 歳</td> <td>第 2 子(10,000 円)</td> </tr> </table> <p>⇒19 歳の子は、「児童」ではないので、17 歳の子が第 1 子となります。ただし、この 17 歳の子は、15 歳年度末を経過しているので、支給額はなく、10 歳の子についてのみ、10,000 円が支給されます。</p>	19 歳	児童ではありません	17 歳	第 1 子(支給なし)	10 歳	第 2 子(10,000 円)
19 歳	児童ではありません						
17 歳	第 1 子(支給なし)						
10 歳	第 2 子(10,000 円)						
P997 上 13 行目の下	<p>下記文章を加える</p> <p>(3) 所得制限と特例給付 (法 5 条、附則 2 条) 改 24</p> <p>一般受給資格者 (未成年後見人であつて、かつ、法人である場合を除きます) については、支給要件を満たしても、その所得が政令で定める額以上である場合には、児童手当は支給されませぬ (所得制限)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当分の間は、支給要件に該当する者であつて、所得制限により児童手当を支給されない者に対し、特例給付を行います。 ● 特例給付の額は、中学校修了前の児童 1 人につき、月額 5,000 円です。 						

<p>P997 上 17 行目～</p>	<p>～<u>住所地の市町村長（特別区の区長を含みます）</u>の認定を受けなければなりません。</p>	<p>～次表の区分に応じて認定を受けなければなりません。</p> <table border="1" data-bbox="959 286 1485 1055"> <tr> <td data-bbox="959 286 1129 555"> <p>一般受給資格者</p> </td> <td data-bbox="1129 286 1485 555"> <p>住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地）の市町村長（特別区の区長を含みます）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="959 555 1129 1055"> <p>施設等受給資格者</p> </td> <td data-bbox="1129 555 1485 1055"> <p>① 小規模住居型児童養育事業を行う者：当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長 ② 里親：当該里親の住所地の市町村長 ③ 障害児入所施設等の設置者：当該障害児入所施設等の所在地の市町村長</p> </td> </tr> </table>	<p>一般受給資格者</p>	<p>住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地）の市町村長（特別区の区長を含みます）</p>	<p>施設等受給資格者</p>	<p>① 小規模住居型児童養育事業を行う者：当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長 ② 里親：当該里親の住所地の市町村長 ③ 障害児入所施設等の設置者：当該障害児入所施設等の所在地の市町村長</p>
<p>一般受給資格者</p>	<p>住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地）の市町村長（特別区の区長を含みます）</p>					
<p>施設等受給資格者</p>	<p>① 小規模住居型児童養育事業を行う者：当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長 ② 里親：当該里親の住所地の市町村長 ③ 障害児入所施設等の設置者：当該障害児入所施設等の所在地の市町村長</p>					
<p>P997 上 19 行目</p>	<p>他の市町村の区域内に<u>住所</u>を変更した場合において</p>	<p>他の市町村の区域内に住所等を変更した場合において</p>				
<p>P998 上 10 行目～の表 「未支払の児童手当」の欄</p>	<p>下記文章に修正</p> <p>① 児童手当の一般受給資格者が死亡した場合に、その死亡した者に支払うべき児童手当（その者が監護していた中学校修了前の児童であった者に係る部分に限ります）でまだ支払っていなかったものがあるときは、当該中学校修了前の児童であった者にその未支払の児童手当を支払うことができます。</p> <p>② 中学校修了前の施設入所等児童が、「施設入所等児童」のいずれにも該当しなくなった場合において、当該中学校修了前の施設入所等児童が委託されていた施設等受給資格者又は当該中学校修了前の施設入所等児童が入所していた障害児入所施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき児童手当（当該中学校修了前の施設入所等児童であった者に係る部分に限ります）で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、当該中学校修了前の施設入所等児童であった者にその未支払の児童手当を支払うことができます。</p>					

P1000 上 4 行目～の表	下記表に差し替え																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="410 239 833 277">区分</th> <th data-bbox="842 239 970 277">事業主</th> <th data-bbox="970 239 1107 277">国</th> <th data-bbox="1107 239 1259 277">都道府県</th> <th data-bbox="1259 239 1396 277">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="410 277 833 371">3歳に満たない児童に係る児童手当</td> <td data-bbox="842 277 970 371">7/15</td> <td data-bbox="970 277 1107 371">16/45</td> <td data-bbox="1107 277 1259 371">4/45</td> <td data-bbox="1259 277 1396 371">4/45</td> </tr> <tr> <td data-bbox="410 371 833 465">3歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当</td> <td data-bbox="842 371 970 465" rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td data-bbox="970 371 1107 465">2/3</td> <td data-bbox="1107 371 1259 465">1/6</td> <td data-bbox="1259 371 1396 465">1/6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="410 465 833 515">所得制限に係る特例給付</td> <td data-bbox="970 465 1107 515"></td> <td data-bbox="1107 465 1259 515"></td> <td data-bbox="1259 465 1396 515"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	事業主	国	都道府県	市町村	3歳に満たない児童に係る児童手当	7/15	16/45	4/45	4/45	3歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当	/	2/3	1/6	1/6	所得制限に係る特例給付				
区分	事業主	国	都道府県	市町村																	
3歳に満たない児童に係る児童手当	7/15	16/45	4/45	4/45																	
3歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当	/	2/3	1/6	1/6																	
所得制限に係る特例給付																					
P1000 上 12 行目～の アドバイス 欄	削除																				
P1000 上 16 行目～17 行目	～に対する給付に要する費用は、 <u>国・都道府県・市町村</u> がそれぞれ3分の1ずつ負担します。	～に対する給付に要する費用は、 国が3分の2、都道府県及び市町村がそれぞれ6分の1ずつ負担 します。 ⇒ 所得制限に係る特例給付に係る費用の負担割合も同様です。																			
P1000 上 18 行目～の表	削除																				
P1000 下 1 行目の下	下記文章を加える 参考 全国的な事業主の団体は、拠出金率に関し、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができます。																				
P1001 上 7 行目 7 雑則 の下	下記文章を加える (1) 児童手当に係る寄附 (法 22 条の 2) 受給資格者が、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、当該受給資格者に児童手当を支給する市町村に対し、当該児童手当の支払を受ける前に、当該児童手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けるべき児童手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わって受けることができます。 ポイント 市町村は、その受けた寄附を、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するために使用しなければなりません。 (2) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等 (法 22 条の 3) 市町村長は、受給資格者が、児童手当等の支払を受ける前に、児童手当等の額の全部又は一部を、学校給食費その他の学校教育に伴って必要な費用又は保育料等のうち当該受給資格者に係る児童に関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該受給資格者に児童手当等の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができます。																				

	<p>(3) 保育料の特別徴収（法 22 条の 4）</p> <p>市町村長は、保育料を徴収する場合において、認定を受けた受給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、当該扶養義務者に児童手当等の支払をする際に保育料を徴収することができます。</p> <p>ポイント この徴収方法を「特別徴収」といい、市町村長は、特別徴収の方法によって保育料を徴収しようとするときは、保育料を特別徴収の方法によって徴収する旨、その徴収すべき保育料の額等を、あらかじめ特別徴収対象者に通知しなければなりません。</p>					
P1001 上 8 行目	(1) 現況の届出	(4) 現況の届出				
P1001 上 9 行目	児童手当の支給を受けている者は、	児童手当の支給を受けている一般受給資格者（個人である場合に限り）は、				
P1001 上 13 行目	●受給者が氏名を変更したとき	●一般受給者（一般受給資格者として児童手当の支給を受けている者）が氏名（法人にあってはその名称）を変更したとき				
P1001 上 15 行目	●受給者が住所地の市町村の区域内において住所を変更したとき	●一般受給者が住所地（法人にあっては主たる事務所の所在地）の市町村の区域内において住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）を変更したとき				
P1001 上 13 行目～の表の下	<p>下記文章を加える</p> <p>参考 施設等受給資格者（個人である場合に限り）も同様に、市町村長に対し、その年の 6 月 1 日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければなりません。</p>					
P1001 上 17 行目	(2) 時効(法 23 条)	(5) 時効(法 23 条)				
P1001 上 20 行目	(3) 審査請求等（法 24 条の 2、25 条）	(6) 審査請求等（法 24 条の 2、25 条）				
P1002 上 1 行目～20 行目	削除					
P1021 最下図の上 4 行目の上	<p>下記文章を加える</p> <p>参考 この場合において、積立金のうち当該移換に係る分について積立不足が生じているときは、当該移換に係る事業主は、不足部分の額を、掛金として一括して拠出しなければなりません。</p>					
P1033 上 3 行目	平成 23 年度におけるその額は、	平成 24 年度におけるその額は、				
P1033 上 5 行目～の表	<p>下記表に差し替え</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">障害等級 1 級</td> <td style="text-align: center;">1 月につき 49,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障害等級 2 級</td> <td style="text-align: center;">1 月につき 39,600 円</td> </tr> </table>		障害等級 1 級	1 月につき 49,500 円	障害等級 2 級	1 月につき 39,600 円
障害等級 1 級	1 月につき 49,500 円					
障害等級 2 級	1 月につき 39,600 円					

【正 誤】本書籍に以下のような記述の誤りがありました。お手数ですが、ご訂正くださいますようお願い申し上げます。記述の誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P15 上 9 行目	事業の完了に必要な期間を定めるもの	一定 の事業の完了に必要な期間を定めるもの
P110 上 11 行目	出題 …15 択	出題 …15 選
P133 上 4 行目	(3)安全委員会の構成 (法 17 条 2～5 項)	(3)安全委員会の構成(法 17 条 2 項 ～5 項)
P165 下 7 行目	違反した 事業者 には、	違反した 者 には、
P184 上 5 行目	<u>シートベルト</u> がめくれ	シート がめくれ
P280 下 7 行目	(則 13 条 4 項、 <u>43 条</u> 3 項)	(則 13 条 4 項、 14 条 3 項)
P329 上 7 行目	現に職業に <u>就かなか</u> った日	現に職業に 就いて いる日
P844 上 18 行目	請求があつた日の <u>属する</u> 月に	請求があつた 日 に
P910 上 13 行目	<u>徴収金額</u> に	保険料額 に